

出店のご案内

2022年「少林山七草大祭だるま市」への出店募集をいたします。

令和4年「少林山七草大祭だるま市」への出店を希望される方は、出店要項をご確認いただき、下記の書類を添えてお申し込みくださいますようお願いいたします。

- ★ 出店申込書
- ★ 会社謄本（3か月以内のもの、コピーでも可）
- ★ 営業許可証のコピー
- ★ 車検証のコピー
- ★ 保険証券のコピー、または、販売にかかわる保険加入の証書のコピー
- ★ 当日販売員申請書
- ★ 会社代表者及び販売代表者・その他販売員全員の「誓約書」
（人数分、用紙が不足の場合は各自でコピーして下さい。）

を令和3年12月15日までに必要事項を記入の上、下記までご提出下さい。

尚、お申し込みは1車両ごとになります。車両の代表者がお申込・ご提出ください。
車両が異なる場合、販売員は兼務することはできません。
車両ごとに上記の申込書・写し・誓約書などを揃えて申請してください。
当日、申請のない販売員がいたときには撤退していただきます。

運営委員会において、提出頂いた出店申込書等を検討し、出店を承諾する出店業者の方には、後日出店料・実費等の詳細と注意事項等をお送りいたしますので、注意事項等の記載に従い、出店料等のお振込みをお願いいたします。

なお、期日までに提出書類やお振り込みが確認されない場合、出店できません。

後日手続きが完了次第「出店許可証」を送付いたします。出店場所はその時にお知らせいたします。年内発送を予定しています。

出店できるのは「出店許可証」をお持ち頂いた店舗のみです。

2022年 「少林山七草大祭だるま市」 出店要項

日 時：令和4年1月6日（木）午前9時頃から～夜通し

7日（金）午後5時頃まで

開催地：少林山達磨寺 境内

<星祭大祭概要>

少林山に行基菩薩策の「観音菩薩」をお祀りした観音堂がありました。この辺りには、鎌倉・室町時代より観音信仰があったようです。

江戸時代、碓氷川が氾濫した時、川の中に光り輝く香木をみつけお堂に納めておきました。1680年頃に一了居士という行者が達磨大師のお告げを受け、この霊木で「達磨大師」の坐禅像を彫刻し、このお堂にお祀りしましたところ、「達磨大師の霊地少林山」として知られるようになりました。

すると当時ここは前橋藩の領地であったため、5代藩主酒井雅樂頭忠挙公が前橋城の裏鬼門を護る寺として「北辰鎮宅霊符尊」をお祀りし、水戸光圀公の帰依された「心越禅師」を開山と仰ぎ、水戸光圀公の尽力により創建。のちに水戸家の永世の祈願所とされました。

今も続く、方位八方除・無病息災・家内安全・商売繁昌・厄除け・受験合格・良縁成就など様々な星祭り祈禱を厳修する日本3大霊場と言われる祈禱寺となりました。

約320年前の開創当時から受け継がれる七草大祭星祭は正月七草の伝統行事。正月7日午前2時は霊符尊光臨の吉日で、6日の前夜祭から縁日としてご利益をもとめる数十万人の参拝者で賑わいます。

約220年前、9代目住職東嶽和尚が天明の大飢饉から農民たちを救済するため、毎年正月に禍を除くお札として近在の家々に配っていた、開山心越禅師の描かれた「一筆達磨札」をもとに木型を彫り、農家の副業になるように、張り子のだるまの作り方を伝授し、この縁日に縁起物として売り出したのが「少林山七草大祭だるま市」の始まりです。

開創以降、途切れることなく続いてきた歴史ある星祭「七草大祭」に出店くださる方を募集いたします。

<出店申込資格>

物品又は飲食品を販売し、「少林山七草大祭だるま市」の概要、寺の歴史をご理解いただき、伝統を尊重する業者であること。

寺院の行事のため、出店に際しては寺の運営方針にご賛同・ご協力いただき、ご本尊様にご奉仕のお志をお持ちの方に限ります。

当寺は「群馬県暴力団排除条例」及び「高崎市暴力団排除条例」を遵守することから、暴力団員等でないことを誓約すること。

<出店内容>

祈祷・授与品関連商品以外は原則自由とします。但し、「少林山七草大祭だるま市」の品位や安全性を損なわないものに限ります。

飲食店の販売はテイクアウトのみです。食事スペースはありませんので持ち帰り可能にして販売してください。

<募集出店区画・出店志納金（2日間 約32時間）>

種目	車両区分	単位	大きさ	出店登録志納金	大祭 志納金
飲食店 または 物販店	D	1台	小型(軽)移動販売車*	5,000円	売り上げの10%以上 ～20%を目安として ご本尊様にご奉納ください (領収書発行可) ※当日中にお願ひします
	E	1台	普通移動販売車*	5,000円	
	F	1台	大型移動販売車*	5,000円	

※ 移動販売車は1台につき1申請です。

※ 大祭志納金は売り上げの10%以上～20%を目安にご本尊様にご奉納ください。大祭当日7日の15時以降に係りの者が伺います。撤収作業をしながらお待ちください。

<募集区画数>

車両区分	設置場所	募集区画数
D・E・F	達磨堂東側～寺の売店前～本堂南側 寺務所前～参道帰り道	各5～10台

- ★ 飲食店・物販店のテント持込は禁止致します。
- ★ 出店場所は出店品目を考慮して、「少林山七草大祭運営委員会」で指定いたします。
- ★ だるま店のみテント持込可。ただし、持込テントは1区画9尺2間に限定いたします。
- ★ 営業可能時間は6日午前9時～7日午後17時までの32時間です。

<電気の使用について>

飲食・物販店の電気は各店舗にてご用意ください。寺で電気の設備・供給は致しませんのでご注意ください。

<出店にあたっての順守事項>

- ◇ 高崎市保健所の営業許可証を有し、販売に関する損害保険等の加入者の車両のみとなります。
- ◇ 移動販売車の配置に係る場所及び時間などは、寺の方針・指示に従って下さい。
- ◇ 出店時には出店許可証を携帯し、求められた場合には必ず提示してください。
- ◇ コロナ渦のため、テイクアウトのみの販売とします。食事スペースはありませんので、お持ち帰りいただけますよう、お持ち帰り可能な包装で販売してください。
- ◇ 各店舗にて参拝者用と販売者用の手指消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底をお願いいたします。
- ◇ 調理・販売とも常にマスクの着用をお願いいたします。必要に応じてマスクの上にフェイスシールドの着用をしたり、飛沫防止シートの設置をしたり、十分な感染予防対策をお願いいたします。
- ◇ 密にならないように、また、長い行列ができないよう番号札での対応など、工夫をしてください。
- ◇ 出店中は周辺の美化・衛生管理に努めてください。
- ◇ 行き過ぎた客引き行為は禁止します。
- ◇ 各店舗の使用範囲は店舗前1m以内でお願いします。
- ◇ 終了後は清掃等を徹底し、発生したゴミは出店者各自で責任をもって持ち帰ってください。また、区画内や周辺は原状に戻してください。
- ◇ 樹木やその他寺の建物・設備等に看板等を設置しないでください。
- ◇ 敷地内の建物、設備、器物、樹木その他の財産を汚したり、破損したりしないでください。特に、冬季の落葉樹は葉がないため枯れ枝と間違えないようお願いいたします。冬季でも境内の樹木はすべて新芽を蓄えて生きています。
- ◇ 宿泊施設はありません。6日の晩仮眠をとる方は各自でお手配ください。
- ◇ 出店及び販売行為、販売した商品等に関して事故や苦情があった場合は、出店者の責任において誠意をもって対処してください。
- ◇ 店舗ごとの看板は強風の多い場所のため、安全には十分気を付けて設置してください。出店に伴う全ての事故は自己責任で解決してください。
- ◇ 出店区画やその周辺での事故や盗難について、寺は一切の責任を負わないものとしします。
- ◇ 参拝信者来場者や他の出店者とのトラブルにならないよう善処してください。
- ◇ 星祭祈禱は6日から7日の間夜通し行います。7日午前1時～午前3時に星祭大祈禱があるため、7日午前3時頃までなるべく連続して開店してください。
- ◇ 7日の朝は夜通し開店できます。
- ◇ 6日9時から7日の17時までは販売車両の撤退はできません。お寺の許可を得ず時間内に撤退した場合、違約金を請求いたします。
- ◇ 7日17時以降に撤収してください。
- ◇ 食品衛生法、道路交通法、高崎市・安中市消防組合火災予防条例その他関係法令を遵守してください。
- ◇ 緊急時の対応がある時は寺の指示に従い対応してください。
- ◇ その他、寺の指示に従ってください。

<七草大祭行事予定>

6日.....

- ◇ 9:00 祈祷受付 開始
 - ★ 七草大祭星祭祈祷 開始
- ◇ 10:00 準備でき次第、出店者 販売開始
- ◇ 12:00 交通規制開始
- ◇ 14:00～ 安全祈願祭（本堂にて）
 - ★ 瑞雲閣より出頭
 - ★ 木遣り奉納
 - ★ 安全祈願大法要
- ◇ 17:00～ 星祭り能 狂言「鐘の音」 太郎冠者 野村 裕基
主人 野村太一郎
能「杜若」 杜若の精 下平 克宏
旅僧 殿田 謙吉
他
- ◇ 夜通し 星祭り祈祷

7日.....

- ◇ 1:00～ 七草大祭 星祭大祈祷（本堂にて）
- ◇ 10:00～ 大般若転読法要（本堂にて）
 - ★ 瑞雲閣より出頭
- ◇ 14:00 一部、交通規制解除
- ◇ 15:30 七草大祭星祭祈祷 受付終了
- ◇ 16:30 七草大祭星祭祈祷 終了
- ◇ 17:00 七草大祭だるま市 終了
出店者 販売終了
出店者 車両での移動・搬出開始
全面、交通規制解除
- ◇ 18:00 完全撤収

※ 応募のために提出された個人情報については、別紙事項の確認後、寺で処分をいたしますので、返却いたしません。

<出店申込書の提出先及び連絡先>

〒370-0868 群馬県高崎市鼻高町 296 番地
宗教法人 少林山達磨寺内
少林山七草大祭運営委員会
TEL : 027-322-8800 FAX : 027-322-3083
Email : daruma@daruma.or.jp

出店申込書

少林山達磨寺 殿

令和 年 月 日

会社名：
代表者名：
住所：〒
会社電話番号：
代表者携帯番号：
販売責任者名：
責任者携帯番号：

私は本書の内容で、2022年（令和4年）「少林山七草大祭だるま市」への出店を申入いたします。

1. 出店内容

別紙をご参照の上、出展内容の該当する箇所に○をするか区画数をご記入ください。

種目	車両区分	単位	種類	出店台数
飲食店 物販店	D	1台	軽自動車	台
	E	1台	普通車	台
	F	1台	大型車	台

2. 販売品目

販売品目等により出店場所を善処いたしますので、具体的にお願いたします。

出店場所は「少林山七草大祭運営委員会」より通知の位置で営業いたします。

2022年 「少林山七草大祭だるま市」

当日販売員 申請書（全員の誓約書を一緒に提出してください。）

会社名

店舗名

番号	氏名	住所	電話番号	生年月日	運転免許証番号 その他 身分証明書番号
会社 代表者				昭和 平成 年 月 日	
販売 責任者 1				昭和 平成 年 月 日	
販売員 2				昭和 平成 年 月 日	
販売員 3				昭和 平成 年 月 日	
販売員 4				昭和 平成 年 月 日	
販売員 5				昭和 平成 年 月 日	
販売員 6				昭和 平成 年 月 日	
販売員 7				昭和 平成 年 月 日	
販売員 8				昭和 平成 年 月 日	

誓約書（会社代表者）

少林山達磨寺 殿

2022年1月6日及び7日に開催される「少林山七草大祭だるま市」への出店に伴いまして、「私、当社または当団体の役員等は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第2条第6号）に規定する暴力団員」または、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」ではなく、かつ、「暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと」を誓約いたします。

また、上記確認の為、申込書を群馬県警察本部に照会することを承諾し、暴力団員等との関係が確認された場合に出店を断わられても何ら異議を申しません。また「申込者及び当日販売員申請書」に記載されている者のみ従事させます。誓約に違反して取られた一切の措置について一切異議を申し立てず、誓約に違反することによって自らに生じた損害について賠償請求も行わないことを誓約いたします。

また、「少林山七草大祭だるま市」に出店するにあたり、少林山達磨寺に全面的に協力し、「2022年 少林山七草大祭だるま市 出店要項」及び出店注意事項を遵守し、少林山達磨寺の指示に従います。

その他、提出書類に虚偽があった場合等において、当方が不利益を被る事となっても、異議は一切申し立て致しません。また、出店要項及び出店注意事項に違反すること等により、達磨寺に費用又は損害が生じた場合には、その費用を償還し、又は損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

会社住所.....

会社名または名称.....

代表者名..... 印

会社電話番号.....

代表者携帯番号.....

生年月日..... 年 月 日

誓約書（販売員）

少林山達磨寺 殿

2022年1月6日及び7日に開催される「少林山七草大祭だるま市」への出店販売業務に伴いまして、私は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員」または「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」ではなく、かつ、「暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと」を誓約いたします。

また、上記確認の為、運転免許証または身分証明書等を群馬県警察本部に照会することを承諾し、暴力団員等との関係が確認された場合には、出店販売業務に一切従事しません。誓約に違反して取られた一切の措置について、一切異議を申し立てず、誓約に違反することによって自らに生じた損害について賠償請求も行わないことを誓約いたします。

また、「少林山七草大祭だるま市」に出店するにあたり、少林山達磨寺に全面的に協力し、「2022年 少林山七草大祭だるま市 出店要項」及び出店注意事項を遵守し、少林山達磨寺の指示に従います。

その他、提出書類に虚偽があった場合等において、当方が不利益を被る事となっても、異議は一切申し立て致しません。また、出店要項及び出店注意事項に違反すること等により、達磨寺に費用又は損害が生じた場合には、その費用を償還し、又は損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

住 所

販売員名 印

連絡先

携帯番号

生年月日 年 月 日